.



資料2

感染症指定医療機関の変更について

神奈川県 健康危機·感染症対策課 2024年11月18日 ver.1.0

感染症指定医療機関について



種別	対象疾患	配置基準	
第一種感染症 指定医療機関	・一類感染症 ・二類感染症 ・新型インフルエンザ等感染症	都道府県ごとに1か所、2床 都道府県知事が指定	
第二種感染症 指定医療機関	・二類感染症・新型インフルエンザ等感染症	二次医療圏ごとに1か所都道府県知事が指定く人口に応じた病床数>・30万人未満 : 4床・30万人以上100万人未満 : 6床・100万人以上200万人未満 : 8床・200万人以上300万人未満 : 10床・300万人以上: 12床	

県内の感染症指定医療機関の指定状況



○第一種感染症指定医療機関(1か所 2床)

病院名	病床数	
横浜市立市民病院	2床	

○第二種感染症指定医療機関(8か所 72床)

第一種・二種感染症指定医療機関指定状況

○指定医療機関数:8か所

○病床数:74床

病院名	病床数	医療圏	各医療圏の人口 (R6.10.1時点)
横浜市立市民病院	24床	横浜	約377万人
川崎市立川崎病院	12床	川崎北部 川崎南部	北部:約88万人 南部:約67万人
平塚市民病院	6床	湘南西部	約58万人
神奈川県立足柄上病院	6床	県西	約33万人
横須賀市立市民病院	6床	横須賀・三浦	約67万人
藤沢市民病院	6床	湘南東部	約74万人
厚木市立病院	6床	県央	約87万人
相模原協同病院	6床	相模原	約72万人

経緯



令和4年度

横須賀市立市民病院より、第二種感染症指定医療機関を辞退し、移転建替えを行う横須賀市立うわまち病院(新名称:横須賀市立総合医療センター)に指定を変更したい旨申し出。

令和5年度

R6.3 横須賀市立市民病院の辞退届を受理。

※辞退しようとするときは、辞退の日の一年前までに都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

横須賀市立総合医療センターについて



○概要

住所	横須賀市神明町1番8		
敷地面積	19,876.24平方メートル		
構造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造		
開設者	横須賀市長		
開院日	令和7年3月1日		
病床数 (感染症病床数)	450床 (6床)		
診療科	34科		

○完成イメージ図



○工事スケジュール



○地図





現地調査や各種書類等で指定要件を満たしているか確認

県から医療機関の開設者あて指定承諾依頼

医療機関の開設者(横須賀市長)の同意

都道府県知事の指定

開院日(R7.3.1) が指定日となる

(参考) 第二種指定医療機関の指定要件



- 一次に掲げる要件を満たしている病室(以下「第二種病室」という。)を有すること。
 - ①病室に設置されている病床がすべて感染症病床であること。
 - ②病室内又は病室に隣接してトイレ及びシャワー室があること。
 - ③ベッドの出し入れが容易な構造であること。
 - ④床面及び壁面は、その消毒及び清掃が容易な構造とすること。
 - ⑤病室及びトイレに手洗い設備が設置されていること。
 - ⑥⑤の手洗い設備の水栓は、手の指を使わないで操作できるものとすること。
 - ⑦感染症の排水を適切に処理できる設備を有すること。
 - ⑧第二種病室における給水及び給湯のための設備は、逆流を防止するための機能を有すること。
 - ⑨病室に電話機及びテレビが設置されていること。
- 二 感染症の医療の経験を有する医師が勤務していること。
- 三 微生物学的検査の結果が迅速に得られること。
- 四 使用した医療器具等を消毒し、又は滅菌できる設備を有すること。
- 五 重症の救急患者に対し医療を提供する体制が常に確保されていること。
- 六 院内感染対策委員会が設けられていること。

(「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十八条第二項の規定に基づく厚生労働大臣の定める感染症指定医療機関の基準」 より抜粋)